

第七十一回国会 内閣委員会 議 録 第四十二号

昭和四十八年七月十四日(土曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 笠岡 喬君

理事 藤尾 正行君

理事 中路 雅弘君

伊能繁次郎君

近藤 鉄雄君

野田 毅君

三塚 博君

山原健二郎君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

警察庁刑事局長 田村 宣明君

文部省大学学術局長 木田 宏君

文部省管理局長 安嶋 彌君

日本ユネスコ国内委員会事務局長 西田亀久夫君

委員外の出席者

国税庁直税部長 田邊 昇君

内閣委員会調査室長 本田 敬信君

委員の異動

七月十四日

辞任

越智 伊平君

木下 元二君

同日

辞任

野田 毅君

山原健二郎君

補欠選任

越智 伊平君

山原健二郎君

補欠選任

越智 伊平君

木下 元二君

本日の会議に付した案件
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○三原委員長 これより会議を開きます。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山原健二郎君。

○山原委員 文部省設置法の一部改正の問題ですが、これは大学局と学術国際局というふうに分けるといふことで、その趣旨の説明によりますと、文部省の一定の積極性というのも見えらるるわけ

です。ただ、現在問われておるのは何かと申しますと、この背景にある文部行政あるいは大学行政というその基礎の部分だと思えます。しかもその中で、現在起こっております福岡歯科大学の問題、これに文部省がどういう態度をとるかということ、これはきわめていま国民が関心を持っておるところでございますから、そのことについて主としてお聞きをいたします、こう思っております。

福岡歯科大学の問題につきましては、もうすでに経過を説明する必要はないと思えます。本年の四月に開校いたしました、大体、教員百名、定員一学年百二十人、実際に入学しておる生徒数は二百七十一名。昨日も文教委員会、たしかこの問題について質問が出ておりましたが、定員百二十名に對して二百七十一名という生徒が入学をいたしているわけですから、その過程の中に、御承知のようにいろいろな経過がありまして、最近の新聞の報道を見ますと、この事件が連日エスカレートいたしております。

この経過を見ますと、詳しくは申し上げませんが、大体新聞紙上によりますと、七月

の五日に「福岡歯科大学の黒い霧」という記事が出ているわけですから、これは土地購入問題についての贈賄事件として出ております。それから次に、い

わゆる常務理事をしておりました大城という人物が逮捕されるという事件が起こっております。これは当大学の経理担当の理事でございます。これは数百万円の着服問題として七月の八日に報道されております。それから、七月十日に至りまして、さらに贈賄問題が發展をいたしました。私大審

あるいは設置審議会、文部省関係の九人の人に対して上野焼なる陶器が贈られるとかいう問題が起こっております。それからさらに、昨日の七月十三日になりました、大学設置審議会の桐野委員が逮捕されるという事件。そして関係者である贈賄側として福岡歯科大学の理事長あるいは専務理事、あるいは設立準備委員などが逮捕される、こういう事件が発生をしておるわけです。そして今日の新聞によりますと、桐野氏がその収賄の事実をほぼ認めたというような記事が出ておるわけです。

で、これらの経過を見ましたときに、まず文部省がどういう対応のしかたをしておるかということ、これを最初に文部大臣に伺っておきたい。

○奥野國務大臣 福岡歯科大学の問題の以前に、御承知のように、松本歯科大学について捜索を受け、起訴されるというような事件が起こったわけ

でございます。捜索を受けた時点で私なりに判断をいたしました。やはりこういう問題が起こってくるのは、一つには医師、歯科医師の不足、ぜひ養成機関を充実していきたい。特に医師や歯科医師の方々の後継者の問題、ぜひ子弟を入れる学校をつくりたい、こういう大きな社会的な背景があったのじゃないかというふうな考えのわけであり

ます。もう一つは、入学時に合格者に相当な寄付を求めている。この寄付によって、相当な大学をつくるための経費というものを数年で回収する

ことができるというふうな事実だと思いたったわけでございます。そういうふうなところから、今後なお医科大学、歯科大学を増設していかなければならぬけれども、私立大学については認可を慎重にしていきたい、これを一つの原則に考え

たわけでありまして、二番目には、四十五年以後認可いたしました私立大学について、いろいろな問題がございますのであと追い調査をしたい、そういうことで積極的な調査をしたい。そういうことで積極的な調査を進めさせてまいったわけでありまして、第三には、入学時の寄付金、これはぜひ抑制をしていきたい。抑制するについては、どういふうな方策を立てるべきかということについての検討を深くしていきたい。

この三つについての考え方をきめまして、そしてそれなりの努力を続けてきておるわけでござい

ます。同時にまた、いまも御指摘になりましたけれども、認可を受けたときには定員は百二十人であ

って、認可を受けてしまえばすぐから二倍をこえる人を入学させて、これではたして教育の実をあげることもできるのか、非常に問題があるわけ

でございます。そのほかいろいろ問題があるわけ

です。私立の自主的な運営、これに干渉する

ようなことはできるだけ避けていかなければなら

ないけれども、このように、認可したときとその

直後からの運営とが全く違っているような姿、こ

れはやはり放てきでできないのではないだろうか。

場合によっては立法措置をとらなければならぬ

かもしれないが、とにかく、そういうことにつ

いての対応策をくふうしていきたいというふうなこ

とで、いろいろ問題点をいま内部で議論をしてい

るさなかでございます。

福岡歯科大学につきましても、私がいま申し上げましたような一連の考え方でも、私がいま申し上げ

たわけでありまして、二番目には、四十五年以後認可いたしました私立大学について、いろいろな問題がございますのであと追い調査をしたい、そういうことで積極的な調査をしたい。そういうことで積極的な調査を進めさせてまいったわけでありまして、第三には、入学時の寄付金、これはぜひ抑制をしていきたい。抑制するについては、どういふうな方策を立てるべきかということについての検討を深くしていきたい。

この三つについての考え方をきめまして、そしてそれなりの努力を続けてきておるわけでござい

ます。同時にまた、いまも御指摘になりましたけれども、認可を受けたときには定員は百二十人であ

って、認可を受けてしまえばすぐから二倍をこえる人を入学させて、これではたして教育の実をあげることもできるのか、非常に問題があるわけ

でございます。そのほかいろいろ問題があるわけ

です。私立の自主的な運営、これに干渉する

ようなことはできるだけ避けていかなければなら

ないけれども、このように、認可したときとその

直後からの運営とが全く違っているような姿、こ

れはやはり放てきでできないのではないだろうか。

場合によっては立法措置をとらなければならぬ

かもしれないが、とにかく、そういうことにつ

いての対応策をくふうしていきたいというふうなこ

とで、いろいろ問題点をいま内部で議論をしてい

ればならない性格の問題だろう、こう考えているわけでごさいます。福岡歯科大学の問題が outcome として、一そう文部省全体として責任を痛感しながら、いまおっしゃいました対応策を早急に進めていかねばならない。やはり予算にからむ問題もございまして、したがって法案のこともあり、新年度からそういう方法をとっていくということになるのではなからうか、かように考えているわけでありまして。

○山原委員 この問題は、私は事件の追及をここでしようとは思っていません。文部省の姿勢について聞いたのが任務ですから。しかし、事件の概要というのは明らかにしておかないとわかりませんので、最初に尋ねたいわけですが、きょうは国税庁のほうもおいでいただいておりますが、この学校の場合は、設立認可申請をする前にすでに入学予定者に対して一人三百万円程度の寄付を要請しております。それから、実際に本年入学した者の寄付金というのが約六百万から一千万。特別にはもっと多い金を出した者もいるのではないかと思います。大体約二十億の金が動いておる。しかし、その中で帳簿にあるのは六億円ということ、その裏工作費用として使途不明金があるということを福岡国税局のほうも発表しているわけですが、この経過につきまして、国税庁のほうから調査している結果をここで発表していただきたいと思います。

○田邊説明員 お答え申し上げます。

ただいまのお話の件につきましては、現地の国税局から調査に着手したという報告は受けておりますが、その内容につきましてまだ詳細な報告を受けておらぬ段階でございます。その点、御了承いただきたいと思います。

○山原委員 これだけの大きな事件、しかも連日新聞をにぎわしておる事件について、まだその程度の報告しか来ないという状態ですか。その辺、概要としてわれわれでもしろうとなりにつかめる状態でありまして、国税庁としては、ほとんどまだ状況はわからない、こういうお答えですね。

○田邊説明員 お話しのような給与その他の所得につきまして、課税漏れがございすれば適正な課税処分が当然行なわれることになると思いが、何せまだ十分な報告を受けていない現段階でこの席で御報告申し上げるような段階に至っておりません。

○山原委員 六千数百万円の追徴金を追及しておるといふ新聞記事が出ておりますが、そういう事実もありませんか。

○田邊説明員 ただいまの数字につきましては、一部の新聞で報ぜられておることは存じておりますが、その数字につきましてはまだ確たる報告を受けておりません。

○山原委員 数字はともかくとして、追徴金の取り立てをしておるといふ事実もないわけですね。

○田邊説明員 源泉所得税の課税漏れにつきましては、一部追徴いたした事実がございまして、

○山原委員 その金額はどの程度ですか。

○田邊説明員 その数字につきましては、一部の新聞に出た数字との若干のそがございまして、ただいま報告を求めている段階でございまして、

○山原委員 数字の誤差はあるかもしれませんが、ほぼ似たような数字ですか。

○田邊説明員 やはり数字に関するところでございまして、正確なことを申し上げるのはいかつかと思っております。金額につきましてはやはり数千万円程度ということで御了解いただきたいと思います。

○山原委員 正確にわかるのはいつごろですか。

○田邊説明員 できるだけ早く調査の内容を報告するよう指示いたしてございまして、来週の適当な時期になれば概算の現段階の内容はわかるかと思っております。

○山原委員 使途不明金があるというのは、国税庁としてはそういう確認ですか。

○田邊説明員 そちらの点につきましては、ただいま報告を求めている段階でございまして、しばらく御猶予をいただきたいと思います。

○山原委員 それではもとへ戻りまして、いま文

部大臣が言われましたが、実は文部省はいままで、前の高見文部大臣のとき、浪速医科大学のあの汚職問題が起りました、どういふ方針を発表しておるかといふと、この医師養成また歯科医養成のためにどうしても国公立の医師養成機関をふやさなければならぬ、特に国立の医学部設置といふことを強くしばしば主張してきておるわけですね。ところが今度の場合は、こういう形で医学の医学部が次々とできる。しかもそれが全部とは言いませんけれども、例をあげてみますと、まず一つは、有名になりました浪速医科大学の問題、これは認可をされなかったという状態が起っております。しかもこれは大阪では非常に困った問題になっておるわけですね。それから愛知医科大学、これも新聞種になっております。それから松本歯科大学、これは文部省のかつての初中局長が理事長としておさまって、そしてあの事件が起っております。そして今度の福岡歯科大学、この場合も元文部省の最高幹部でありまして文部大臣をしておられた人も理事として関係しておる。それから自治医科大学の場合、これはモーターボートの、いわゆる競艇のテラ銭といふと、上がり金、そういうものをもちましてまかなうとした事件になって、これも問題になったわけですね。それから北里医大の場合、これは各県に対して、県の医者をほしいうならば二億円の金を持つてきなさいといふことを言つて問題になっております。それから杏林の場合、これも週刊誌等にその中身がさらされて問題になっております。こういうふうな次々と起つておるわけですね。杏林の場合は大体入学寄付金が四百万から一千万。最近は一千万といふことを文部省も認める状態でありまして、まさに二千万の寄付金というのが公然たる事実になってしまふといふような場合ですね。これが起つておるわけですね。こういう状態の中で、今度の福岡歯科大学を認可しているわけですが、どうして福岡歯科大学を本年になって認可をしたのか。これは大学局長に伺つておきたいのですが、これはどういう理由ですか。

○木田政府委員 福岡歯科大学につきましては、当初、昭和四十七年四月に開設する予定で、四十六年度に申請が出たのでございまして、校地、校舎、設備の整備が十分でなく、また就任予定教員の就任につきましても、就任に際して若干疑義がある者が出てまいりました事情等がございまして、昭和四十七年三月の大学設置審議会では保留という取り扱いになることがきまりました。その後、開設年度を昭和四十八年度として引き続き審査を行ないまして、施設、設備その他大学設置に必要な基準に合致する整備が行なわれ、また教官の就任についても確認を得るに至りましたので、昭和四十七年の七月に同審議会から設置を可とするという御答申が出た次第でございまして。

○山原委員 この福岡の場合は、西日本歯科大学というのが設立準備会が設置をされておりました。これは仮称でありますけれども、そして一方では福岡歯科大学設立準備会がつくられて、これが元文部大臣のあせせんによって一本化するという経過をとっております。ところが福岡には幾つ歯科医師を養成する機関がございまして、

○木田政府委員 福岡には国立の九州大学に歯学部がございまして。また福岡市ではございせんが、北九州市に県立の九州歯科大学という二校が申請前にはございまして。

○山原委員 そうすると、福岡には歯科医師養成機関が三つできるわけですね。国立と、そして県立の九州歯科大学と、それから今回できましたところの福岡歯科大学と。国立、公立、私立ですね。ところが全国を見てもと東京だけなんです。東京には国立一つ、私立が三つあります。これで四つですね。あとは北海道は国立が一つしかありません。宮城の場合も一つ。京都の場合は歯科医師養成機関がありません。大阪の場合は国立一つと私立が一つですね。福岡だけなんです。三つもあるというのは、これは実際に、田中総理大臣が施政方針演説の中で言われた、大学を都市に集中しないといふような意見とは全く違ふことが今回行なわれている。しかも今回の場合は、御承知

のように、県立の九州歯科大学と今度でできました私立の福岡歯科大学との教授の奪い合いでしょう。県立九州歯科大学のほうは、教授が私立のほうへ引き抜かれていくから、助教授が教授になる、講師が助教授になるという状態。そういう教授陣の問題を含めまして大きな問題になって、学生諸君の間にも非常な不安が起った、そういう経過があるわけですね。あるにもかかわらず、本年に入ってこれが認可をされるという事態、これは幾つかの点から見てもたいへん異常な状態なんですよ。それからまた、私が非常にふしぎに思うのは、たとえば亀井さん、県知事でありますけれども、この方は県立歯科大学を設立した方でしょうね、おそらく県立ですから。その方が今度はまた、本年の五月までは私立福岡歯科大学の理事をされておるといふ状態ですね。その間に教授の配分でたいへんな問題が起る。これなんか、学校教育の面から見ると、たいへん異常なことがここでは発生しているわけです。だから、だれが考えましても、この間には何か問題がある、何かあるんだなということが予想されておったわけでございますけれども、たまたまこういう事件に発展をしていくわけです。

文部省として、そういう認可を決定する場合に、なせ、その辺のことを精密に検討し、また適正な医師養成機関の配置というような問題を考えなかったのか。むしろ、国立九州大学の歯学部を強化するとか、あるいは福岡県立九州歯科大学を強化するとかいうことで問題を処理するほうが、こういう混乱を起させない行政上のやり方だと思ふのですよ。それに、教授の奪い合いまでやるどころの私立大学をここへ突然発足をさすといううなことが一貫した文部省の態度であろうか、その点についてどういふふうにお考えになっていますか。

○木田政府委員 今日までの大学の設置認可につきましては、申請を事前に抑制するというような制度は設けられておりません。国立あるいは公立ないしは学校法人によりまして学校の設置が行な

われるわけでございますが、私立大学の場合に、学校をつくりたいという認可申請が出ますこと自体を押える方法はないわけでございます。また今日の学校教育法の学校の設置認可は、これは長い間文部省の法律にのっとって運用してきた態度でございます。ですから、学校を設置しようとする者が、監督庁の、文部大臣の定めた設備、編制その他に関する設置基準に充実したものを設けるならば、それについて認可するという方針をとってまいりました。ですから、これ以外に立地上の諸条件を考慮して、ここにはもう学校はつくらせないとか、そういう認可政策をとってこなかったのでございます。そのことにつきましてはいろいろと御批判があるかもしれませんが、そのために、今日大学が東京や近畿地区の過密地帯に異常な集中をしておるといふ事態になっておることは、私も行政上の課題として考えておりますけれども、今日まで運用してまいりました法令上の規定では、申請がありましてした場合に、その申請が設置基準に合致しておるかどうかということを審議いたしまして審査をしておる次第でございます。

○山原委員 そういう中で申請がなされて、それに対する認可の審議が行なわれるわけですが、これは文部省設置法によりまして、私学審議会あるいは大学設置審議会というこの二つの機関を通らなければ、これは認可にならないわけですね。だからこの二つの機関というのは、私学の創設にあたってはこの二つの機関を通らなければならないというきわめて大きな権限を持っておるわけですね。しかも文部大臣の諮問機関。その諮問機関の一員である桐野さんが今回このような事件に名前を連ねておるわけですね。この私学審議会あるいは大学設置審議会の調査その他はどういう状態で行っておるのですかね。

端的に言いますと、時間がありませんから。桐野さんの場合は、いわば前科とまではいきませんけれども、そういう面で汚職の前歴があるわけでしょう。浪速医科大学の問題のときに、あの設立問題で、佐瀬さん、東洋短期大学学長が、昨年

の六月のことではありますが、この方は正委員ですが、逮捕されるという事件が起りましたときに、桐野さんに対して疑惑が起っておるわけですね。浪速医科大学の設立理事長の寺中さんから現金並びに外国製の時計が贈られたという問題が桐野さんにまつわる事件として起っておる。そうしてそれは、証拠が不十分であるということでももちろん起訴にはなっておりませんけれども、そういう前歴が昨年の六月の時点で起っておるわけですね。しかもあのときに相当深刻な衝撃をあの浪速医大事件は起しておるわけです。世間を騒がせた。そういう中で、なおかつこの方が、また今回の私学福岡歯科大学の問題についても非常に大きな役割りを果たしている。まさに私学審議会の実力者としての役割りを果たしておる。そういう中から、前の浪速の事件が起りましたときに、文部省は反省をしておるということを言っておりましてけれども、実際には、私学審議会あるいは設置審議会の中身について、何らそれに手を加えていないということが今回暴露されたのではないのか。その点どうですか。

○木田政府委員 浪速医科大学とこの福岡歯科大学とは、同じ四十六年度の設置認可の申請大学でございます。このほか金沢医科大学、松本歯科大学でございますが、それらとともに、またそのほかにも短大、学部の増設等を含まして、同じ時期に、設置審議会といたしましては、第四部会で審査をいたしました次第でございます。でございますから、浪速医科大学で問題を起した人を引き続き福岡歯科大学の審査に翌年充てたということではございませぬ。同時期の審査でございました。

○山原委員 そういう言ひのがれをするかもしれないが、当時は桐野氏は正委員です。佐瀬さんも正委員として問題が起って新聞にも出たわけですね。そういう方でしょう。だから実際に文部省として、ほんとうにこういう問題に対して厳正な立場で処理されようとしておったのかどうか。途中

でもやめていただかなければならぬ、そういう疑惑があれば。かりに起訴されなかったとしても、現金、あのときはたしか金額は少なくて一万円、そして外国製の時計を贈られておる。そういうことが新聞にも出ておるわけでしょう。その人がまた実力者として福岡歯科大学の認可申請の中心に立つというふうなところに、まさに文部省の姿勢のきびしさというのが全く欠けておるということ、私はこの際指摘をしておかなければならぬと思ひます。

それから、きょう刑事局長に来ていただいておりますので、実はこの膨大な裏金というものがどういふふうに使われているかということ、新聞その他によりまして、審議会の委員、あるいは国会議員ら政治家、その人数、名前まで出ておるわけですね。それから文部省に対して、現金または美術品、そういうものが数千万円ばらまかれておる。あるいは福岡、東京において料亭、ホテル等でしばしば接待が行なわれておる。そういう方面に金が使われているということが福岡県警のほうからも出されておるわけでございますが、この事件は現在どの程度に捜査が行なわれているのか。あるいはこれからどういふふうな発展をしていくのか、その点について伺っておきたい。

○田村政府委員 福岡歯科大学の設立をめぐる事件につきましては、現在、福岡県警察におきまして、贈収賄、業務上横領等の疑いをもちまして、贈賄側を四名、収賄側を一名、業務上横領の疑いで一名、合計六名を逮捕いたしました。関係箇所を十数カ所捜索をいたしました。ただいま捜査に着手をいたしておるところでございます。

贈収賄事件につきましては、先ほども御発言にございましたように、この大学の設置許可申請に伴う審査について、当時のこの大学設置審議会の委員でありました東京医科大学の桐野教授に対して、設立準備委員会の委員長、現福岡歯科大学の理事長穂坂恒夫は三名が、四十数万円相当の日本刀を一振りとして現金を数十万円贈賄をしたという疑いでございます。

それから業務上横領につきましては、準備委員会の委員の大城三春の約九百万円にわたる横領の疑いということでございます。

それで、いま御指摘をいただきましたような事柄が新聞等で報道されておることは承知をいたしておりますけれども、福岡県警からの報告によりまして、現在、逮捕事実の解明、裏づけに全力をあげておりますところで、そのほかの件につきましては、まだ明確な事実把握をしていないということでございます。

それから今後の事件の発展と申しますか、そういう点はどうかということですが、御承知のように、このような事件はやはり相当流動的なものでございまして、予測はなかなかいたしたたのでございまして、たゞいま捜査に入らばかりという段階でございまして、なお若干の進展はあるということは予測し得るというふうに考えております。

○山原委員 私の間きましたところでは、この七月十二日までに福岡県警がつかんだところによれば、一つは桐野氏への贈賄のほかに、福岡県選出の保守系代議士とか、あるいは県会議員らに、三百万円ないし五百万円ずつ、計千数百万円が渡されたということ。さらに審議会委員、文部省関係計十数名に上野焼が配布されておる。それから文部省関係者、あるいは政治家、審議会委員を東京福岡等のホテル、料亭でもてなしておるといううなことですね。それからさらに政治献金として六千三百万円、これは国會議員あるいは政治家の数が出てくるわけでありまして、最高一人二千二百万円、あるいは残りの方には一千万円などというところが出てくると、これは政治家われわれお互いにいへん迷惑な話でございまして、事実上徹底的に明らかにしてやらなければ困るわけですね。そういう意味で、警察庁として、こういう教育の問題に關し、しかもしばしばこういう問題が次々と発生してくる、こういう事態の中で、この問題に対して、真実を明らかにするために徹底的な捜査を行なうのかどうか、これを聞いて

ておきたい。

○田村政府委員 捜査の進展に従いまして、いろいろな関係者と申しますか、そういうものが出てまいりと思ひます。おっしゃいますように、警察といたしましては、当然犯罪の疑いのあるものについては捜査をするというのが責務でございまして、したがって、本件につきましても、今後の捜査の過程におきまして犯罪の疑いが出てまいった場合におきましては、これらにつきましても厳正な捜査を進めるといふのが基本的な態度でござい

す。

〔委員長退席、笠岡委員長代理着席〕
○山原委員 えましてこういう事件は竜頭蛇尾に終わって、結局、禍根を断つことができない場合が多いですね。こういうことがないように、ほんとうに厳正な、しかも日本の教育がこういう形でいけば、これは全くだる沼の中へ入っていくという可能性を持っているわけですから、そういう意味では、もちろん警察庁は教育とは関係ありませんけれども、事件の真実というものは徹底的に明らかにしてもらふように、私は強く要請をしておきます。

それから、こういう問題に關して文部省の対応のしかたですけれども、これは木田大学局長のいままで新聞に発表されておること、あるいは昨日の文教委員会における社会党の小林議員に対する答弁の中で、どうも態度があいまいだと思ふのです。その一部をちょっと申し上げてみますと、「物が贈られたがすでに返した」「安心していた」ということばがあるのです。これは新聞に出ております。私、正確なことばはわかりませんけれども、そういうことばがあるのです。それから、大学関係者から贈られたら注意を払ったであらうけれども、知事から贈られたということだったもので、ということばがあるのです。知事といつてもこの知事は、いつまでこの福岡歯科大学の理事をしておりましたか。これを正確にしてい

ただきたいのです。

官はいずれも受け取っている。大学から直接もらったものでないのだから問題はないと思うが、注意したい。こういうあなたの発言なんです。大学からもらったものではないから特別に問題がないというような、この程度の感覚で受け取っておるとすれば、これはたいへんなことです。しかも生殺与奪の権を持つておる文部省であり、しかも私立大学審議会あるいは設置審議会という、全く私学にとつては生きるか死ぬるかの権限を持つておるわけでしょう。そういう機関がこういう感覚でおるとするならば、これは大問題だ。あなたも審議会の委員に入つておるわけでしょう。どうですか。

○木田政府委員 福岡県の亀井知事は、この福岡歯科大学の役員には、理事としては入つておられなかったと思ひます。福岡県の当局者として、また北九州の県立歯科大学の設置の責任者として、この問題につきましても関心は持つておられたと思ひますけれども、役員そのものではなかった、そういう意味で昨日の衆議院での御答弁を申し上げた次第でござい

ます。事柄につきましても、いま捜査の段階にあることとてございまして、設置審及び私大審の委員並びに随行いたしました文部省の事務官に對しまして、知事及び副知事名をもつて土地の焼きものが届いたというところは確認し、そのものについて移動を禁じておりますけれども、調べました委員の一人は、そのときに、これは四十六年の暮れでございまして、大学の関係者にお返しをしたというふうな言つておられます。昨日も申し上げましたように、そのことの意味がどうであるかといふのは、今後の事件の推移にもまつて慎重に判断するべきこととてございまして、私どもとして、そのこと自体がこの段階でかまわないことだ、こういうふうな申し上げるつもりもございせん。今後の事態の推移とともに、当時の関係者のそのことに対する対応のしかたをあらためて問わなければならぬ時期が来るかと思ひますが、今日の段階におきまして、直ちにこれが不正なものであつ

た、こういうふうな即断をする時期でもなからうと思つて御答弁を申し上げておる次第でござい

す。

○山原委員 この文部省の係官、それから審議会の委員、これはしばしば福岡を訪問して調査をしているわけでしょう。福岡県の知事の名前で来たからといって、これはもう明らかにわかるじやないですか。どういう意味で十万円もするところの上野焼を贈つてきたか、そんなことに対してそれほど敏感性を失つておるのですか。北海道の知事から来たんじゃないですよ、おみやげ品として。サクラソボをもちろつか、そんなことじやないのですよ。しばしば調査に行つて、ちゃんと福岡歯科大学の設立の問題で行つて帰つてくる、そして贈りものが来る、それに対して、名前が知事だからかまわない。しかも知事だつて全く無関係な人物ではないわけですからね。先ほど言いましたように、九州歯科大学と福岡歯科大学、この県立、私学の問題で、教授のやりとりその他、もうたいへんな混乱が起つてきておる過程でしょう。何の問題もなくスムーズにいければまだ情状酌量の余地はありますけれども、そういう大紛争が起つて、そして設立問題が出てきておる。そして調査に行つておる、帰つてくればそういうものが贈られる。それに対して、これはいけないと直ちに上司にも報告して、これは返す、そういうことをしないのですか、文部省は。そんなものはもらつておけらぬでいいんですか。

○木田政府委員 焼きもののことでございまして、私もまだそのものを見ておるわけでもございせんが、新聞では高価なようにいわれておりますけれども、一説には数千円になるだらうかといふようなことを言う向きもございまして、これはちょっと、やはり関係者のお調べも進んで、そのことについての実態はつきりいたしません。いまの段階で何とも輕率に言えませんが、関係者が出張いたしました際に、時にありますと、知事のみやげもの、あるいは副知事のみやげものという

ことで、何がしかのものをちやうだいするという

ことは往々にあることでございます。ですからこの場合も、それと同程度のものというふうにごえられる面もないわけでもございせんので、私どもとしては、もう少し事柄がはっきりいたしますまで、そのことについての可否を預かっておかなければならないのではないかとこのように考える次第でございます。

○山原委員 この事件が発表されましたが、先ほど言いましたように、七月の五日です。それから十四日でございます。あなたの文部省内の係官の問題なら、はっきりしたらどうですか。現物も見て、返すものは返すとか、そういうことはもういいことだというふうな、網紀の肅正といひますか、そんなことはきちんとしたらどうですか。しかも捜査陣がいま捜査をしておる。世間の注目はこれに集まっております。しかもみな非常に衝撃を受けておるわけでしょう。そういう中で十日もたつて、まだのんびりかまえて、その金額は千円か——何かちょっと聞こえませんでしたけれども、新聞には十萬円とかんとか出ておるわけでしょう。その真偽をなぜ確かめないのですか。そんなところに、あなたの態度、文部省の態度はおかしいんじゃないですか。こんなうわさが新聞に出ておるんだが真実はどうだ、ということをやらないのですか。そうすれば、あなただつて疑惑を一部解く面が出てくるわけでしょう。それもしないで、まだわからぬという。きょうなんか文部省は、こんなことを聞かれることはもうわかつておるわけですからね。そういう対応する姿勢というものが、そこらに私は、こういう事件を起す可能性があると思うのですよ。そういうものはきちんとしてください。どうですか。

問題が起りましてから、そのつばについての移動の禁止を事務官にはいたしまして、そのもの自体は移動しないようにございまして。しかし、そのことは関係者が、確かに副知事からもらったと、こう思っており、また、いまの段階では、副知事との連絡をとってみますと、記憶がはっきりしないというふうなことでございまして、この点につきましましては、もう少し事柄の明らかにありますのを待つて処置をすべきものというふうにごえらる次第でございます。

たえば、調べておりますが、一人つばを贈られてきた設置審の委員が、同僚の教官を通じて福岡大学に四十六年の暮れに返されました。預かってまいりました教官が大学へ返したら、大学の当局は、知らぬ、これは関係ない、こういうことでございまして、行き場所がなくて、その返された教官が自分で持っているというのを確認しておるわけでございます。でございまして、もう少しこの事柄の動きが明白になりまして、そうして返すべきところへ返す、始末をつける、こういうふうにしたかと思っております。どうですか。

○山原委員 これは、この事件だけがほかと起こったなら、そういう対応のしかたがよいとかあるいはとどめておるとかいうことは、私はまだ理解できないものではないのです。しかし、先ほどあげましたように、私立医科大学あるいは歯科大学をつくる場合に、いままでもう幾つもそういう経験を積んでいるわけでしょう。好ましくない事件が次々に発生しているその過程で、どうしてだかそういう点では、きびしい倫理性というものを持たなくてはならない。しかもこれは教育の問題です。だからその点きちんとしていくのが文部省の仕事だと思っております。

この問題にしましては、もう返したけれども、それは大学が出したものでないと言われるところですけれども、じゃ、あなたの文部省のほうで預かってちゃんと保管をして、返すべきところへ返すとかいう手だてを講じないで、率直に言えば、いま何にもしていないということですよ。あなた方は何にもしていないのです。こういうところに問題がありますよ。

しかも、今度のこの事件だけでなく、時間があきませんから、他の事件のことをきょう申し上げることはできませんけれども、たとえば逮捕された大城常務理事ですか、この人なんか、もうどういふふうになっているかと、一度認可がおりなかつた時点、四十六年の九月に申請をして、四十七年の一月に認可が保留されたときが、ありますね。そのときなど、認可が保留されても資金とは別に三億五千萬の持込戦費を持っています。だといふことを言っているのです。認可が保留になつたて、おれのは金を持っているからまだやるんだ、そういう広言をしておる事実もあります。だから、相当の金が流れる、そういう暗いものがあるといふこと、この状態の中で、身を潔白にしなければならぬ審議会の委員、文部省の係官、あるいは文部省当局が、それに対してきちんとした姿勢をなぜとらないのですか。普通では私、考えられないのです。普通の官庁であればどこでも、普通の常識であれば、この辺はもうみずからの力でそういう点は事実を明らかにしていく、また世間の疑惑を解くということをやりますよ。依然としておんべんだらりと、まだ事件の進展を見ろんだという。つばのことなんか簡単なことですよ。警察の捜査がなくなつてこれではだるわけですよ。もらっていますか、もらっていない、もらっているなら返さない、その金額はどの程度なのか、そんなことは文部省自体ができないことではないのです。警察当局の手をかりなくとも、そういうきびしい倫理性ですね、それがいま問われていると私は思うのです。

だから、きょうの各種の新聞を見ましても、もうごらんになったと思いますが、大要約しますと、この事件については、まず第一に問題になっているのは文部省の姿勢だと言っているのです。私もまさにそうだと思うのです。それから、いままでの日本の医学界のうけ主義が問題だ、これが二番目にあがっているのです。こういうことではまさに教育の名に値しないまで社説で書いた新聞もあるわけですね。これに対して文部省がどうこたえていくかということが、いま問われていることだと思ふのです。

そのことに対して、いま私が質問していることはこまかいような問題ですけれども、そういう倫理性の欠如ということ。しかも、特に教育の問題において厳正でなければならぬ文部省が、その点については非常に態度をあいまいにしたり、あるいは鈍感な動きしか示していないということは、非常に遺憾です。この点について文部大臣の見解を伺っておきます。

○奥野國務大臣 文部省が特に規律を厳正にする、網紀につきましましていささかの疑いもないような態度をとっていくこと、これがもう重要であります。これは言うまでもないことだと思ひます。

福岡歯科大学等の問題が起りましたこと、たいへん不幸なことだと思ひておるわけでございます。先ほど私がちよつと申し上げましたように、それなりにいろいろ事情もあつたわけでございします。大学学術局長が触れましたように、大学の設置基準に即している限りにおいては認可せざるを得ないんだというふうな態度をずつとつけておるわけでございます。そういう法的解釈もつけておるわけでございます。おそらく占領軍時代からの継続であるかと思ひわけでございます。そして、そういう意味におきまして、私は、立法処置を考へざるを得ないのではないかと、こども申し上げておるわけでございます。同時にまた、大学の自主性を尊重するといふ意味において、文部省は監督的な権限をほとんど持っていないと、私申し上げていくうちに、いろいろの点について教育の責任を負いながら私学の問題にタッチできないといふことがつたところになっておるわけでございます。設置もしくは取り消しというふうなことがつたところでございます。この点につきましては将来せひ御相談させていただきたい、こういう気持ちも抱いておるわけでございます。

この福岡歯科大学の問題につきましては、たび

たび申し上げる様に、事件の解明を待たざるを得ないのじゃないかという点が多分にあるわけでございまして、たいへん率直な話をするわけでございまして、文部省の課長補佐と係長クラスの人二人が、現地で調査に際しまして、設置審の委員と一緒に向こうへ行っているわけでございまして、その当時の福岡県の副知事から贈られたというところでございまして、副知事は、文部省の課長から教育長に出、そして副知事になられた方なものでございまして、同時に、そのつばなるものについて、文部省内で陶器に若干の知識を持っているような者が集まって評価をしたんだそうでございまして、そうしましたら二、三千円、しかも課長補佐のもらっているのと係長のもらっているのでは若干差があるだろう、こういうことのようにございまして。

これはもちろん調査を待ちませんとわかりません。わかりませんが、おそらく贈られたつばなるものがどういふものやら、一体だれが出しているのやら、いま局長が申しましたように、ちょっと不可解な点もあるわけでございまして。文部省から出ました者としましては、副知事から贈られた、その副知事から贈られたものが単なるそういう程度のものであるということになりますと、普通のつき合いたいことにならざるでございまして、でございまして、文部省がこういう問題について、つばを返してないじゃないかと、処分をしていないじゃないかということで、山原さんが疑念に思われますことは私よくわかります。わかりますが、同時に、こういう事情があることについての御同情もいただきたい、かように考えるわけでございまして。

今後とも、文部省自身が規律を正していく、綱紀を厳正にしていこうという点につきましては、全く私もそのように進めてまいりたい、かように考えております。

○山原委員 刑事局長に伺いますが、このつばはだれから出ておりますか。

○田村政府委員 福岡県警では、まだその事実の

明確な解明まで手が回っておりません。

○山原委員 つばの鑑定をしたとか言うが、上野焼というのは高いのですよ。安いものもあるかもしれないけれども、そんな鑑定をするとかいうことじゃなくて、そんなものをばつとなぜ処理しませんが。いつまでもかかえていて、こげざるのつばでもあるまいし、そこいら辺の姿勢の問題です。

それはおきますけれども、一つは、文部省設置法の二十七条によって私大審と設置審議会がありすが、その名簿を昨日いただいたのでありますけれども、これを見ますと、やはりほとんど全部が経営者であり学長であり文部官僚によって構成されている。全員ですね。私はここに問題があると思うのです。しかも、この二つの審議会が非常に大きな権限を持っておるということを申しました。この二つを通らなければ私立大学はできないわけですから、そういう権限を持っておるところの構成。

私は、私学というものの振興のためには、実際の研究者とかあるいは学者の方々、単なる経営者と学長とかいうことだけではなくて、そういう私学のほんとうに下積みの苦勞をなめてきた人たち、あるいは職員団体の代表、そういうものを入れた、民主化していく必要があると思うのです。今度の場合も、桐野さんの名前が出ておりますけれども、この人はいわばボスなんです。非常に大きな力を持っている人、そういう人が偏在をして調査をしていくというところから、この人に頼めばいいということ、そこへ誘惑の手が差し伸べられてきているわけですね。そういう点では、ほんとうにこの二つの審議会の民主化、あるいは構成の改組をする。この際あらためて、この二つの審議会というものの、文部省の文部大臣の諮問機関、これに対する改組といふことが、あらためてこの審議会をもっと公開のものにするといふことが、もっと公明正大なものにするとかいう立場で改組をされたらどうか。これほど事件が起こるのに、依然としてその人たちがこの審議会を構成し

ておるという形態はおかしいと思うのです。私はこの際、こういう禍根を断つためにも、この二つの審議会について構成上の検討をすべきではないかと思うのですが、この点、文部省のほうでは何かお考えになっておりますか。

○奥野国務大臣 当初に申し上げましたように、私立大学のあり方、特に医学、歯学のあり方につきましては、全体的に私、問題があると思うのでございまして、単に審議会だけの問題じゃないよいう感じがいたしております。そういう意味で、場合によっては立法措置も御相談させていただきたいと思っております、こう申し上げているわけでございまして。

しかし、いずれにいたしましても、設置審の委員の一人についてこういう問題が起こったわけでございまして、いままでの問題については、私としては十分経過をただしてまいりたい。そして委員の交代時期等につきましては、当然いまままで問題になっております点の反省の上に立って考えていきたい、こう存じております。

○山原委員 いままで過去五年程度を考えてみますと、私学の設立申請が行なわれて、認可、非認可がやられていたわけですね。たとえば拓殖大学の場合は、医学部の設置申請を行なつて、これは認可されてないという感じがしますが、そういう点で大体どれくらいありますか、内訳は。どの大学が認可になり、どの大学が認可されなかったか。これは医学部関係ですね、統計だけでけっこうですが、わかっておりますか……。

○木田政府委員 大体、数の上で不認可になりましたものが四校、医学、歯学でこれまでのところあったかと思っております。全般的に申しまして、大学の設置認可は、認可申請がございまして、年によって増減ございしますが、申請数の八割から八割五分見当が認可になる、こういう傾向かと考えております。

○山原委員 これが全然わからないんですね。要するに審議会できめられるわけですが、認可可されるところが八割ないし八割五分、年によつ

て違うようですが、認可されないところもあるわけでしょう。そうしますと、その辺が、悪いことばで言うとやみからやみなんですよ。これは全部公表すべきですね。だから、審議会というものをガラス張りにするということ。おうちの学校は申請をしたけれどもこういう理由でだめなんですよ、おうちの学校はこの点が充足されておるから認めますよ、というようなことが公開されるということがあると思うのです。そうでないから、一部の有力者、実力を持っておる方が権限を持って、認可するとか不認可になるとかいう生殺与奪の権を、この審議会の中でもないか一つ一部の人が持つということ。その方に、先ほど言ったように誘惑の手が差し伸べられる、そうして認可が決定していく、こういう経過があるんじゃないかと思うのです。だから私は、文部大臣、そういう中であだ花が生じてくるわけですから、ほんとうに公開をしていく。大学の設立認可、あるいは認可しないという問題ですが、秘密にすべきことは、経理上の問題はあるとしても、ほとんどないわけですね。

〔笠岡委員長代理退席、委員長着席〕

だから、この辺はもっと公明正大な形の審議を行なっていく必要があるだろうと私は思います。この点はぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○奥野国務大臣 いまお話しのようなことも、実は立法の問題を検討している中で取り上げている一つの問題点でございまして。

○山原委員 この私学の問題は、法律的な規制をするということと文部大臣は言われておりますけれども、私はそれより大事なことがあると思うのです。これは私学に対する大幅の助成です。これがなければ、今日の私学問題、大学問題、日本の教育問題は、このままではほんとうにどろ沼の中に入っていくわけですから、これは大胆な政策をお立てになつて、そうして私学に対する大幅な助成、それから私学の学生に対する授業料等の援助とか、そういうことをやっていくということ以外

に、ただ規制措置だけを強化しても問題の処理にはならないと思います。そういう意味では、私学の財政の公開とか、あるいは私学の運営の民主化、こういうことがいま一番必要になってきたのではないかと。この原則的な立場をとらなければ、問題の全面的解決にはならぬということを私は申し上げておきたいと思うのです。

それからもう一つは、文部省はいままで、既存の大学に医学部を設置するといういわゆる総合大学方式で来ましたが、これは高見さんの場合も、前の坂田文部大臣のときにも、そういう発言をされていることを私は聞いておるわけですが、最近文部省が出しておりますのは、単科医科大学方式ですね。そして国立はなるべくやめて公立にしていくとかいうような発表を至るところでされておるようですが、まだ国会の審議にかけてはいないこの単科大学形式というのは、おそらく筑波に見られるような新構想大学を予想されているのじゃないかと思うのですが、これは文部省が大きな政策の転換をしている。そういうことを国会にもかけないでずっとやられて、国立はもうだめだ、県立にしないかというような動きが至るところに見られるのですが、そういう態度に変化しているかどうか、最後に伺っておきましょう。

○奥野国務大臣 総合大学がいいか、単科大学がいいかは、それぞれの立地状況その他総合的に判断して考えればいいことじゃないか、かように考えているわけでごさいます。どちらでなければならぬというような考え方でございせんので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから公立大学の問題につきましては、未医大県九つ残っているわけでごさいますけれども、国公立の医科大学あるいは医学部でこれの解消をはかっていきたい、こう申しておるわけでごさいます。日本の大学はとなく画一的に考えられやすいのでありますけれども、医学の問題につきましては、県が医療行政の責任を負っているわけでごさいます。診療所のお世話をするとか、あるいは無医地区を解消していくとか、あるいは住民

の医療についてもっと手厚い行き届いた行政を浸透させていくとかということになりますと、医療の中心センター的な役割をするものを持ったほうがいいんじゃないだろうか。そういうことです。県立医大があったほうが、それがセンターになりまして、いま申し上げるような行政の充実をはかっていくことができるわけでごさいます。でありますから私は、国立万能という考え方は捨てたほうがいいんじゃないか、こう思っているわけでごさいます。そういうこともございまして、いままで県立の医科大学がございましたが、その医科大学の国立移管に全部狂奔されてきたわけでごさいます。ずいぶんたくさん県立医大を国立に受け入れました。私はこれは適当でないと思ひます。そういうこともございまして、四十八年度は県立医科大学に對しまして、国費で經常費助成の道をとらせていただいたわけでありました。經常費について國もこれだけ負担をしていくんだから、将来医科大学をつくる場合に県立医科大学もお考えなさいよと、私は、国立の医科大学をつくれというのを申しにこられます知事さんたちに対して、いま申し上げますような意味において御検討をお願いするというような態度をとっているわけでごさいます。全部公立でいくんだという考え方はございせん。あまり画一的にしないで、国立もあり県立もあるという姿のほうが望ましいんじゃないだろうか。それぞれ長短相補いながらお互いに刺激になっていくということが適当な姿じゃないだろうか、こう思っているところでごさいます。

○山原委員 そういう政策をある意味で転換する場合に、やはり国会をはじめ国民的な合意を得るという立場をとっていただきたいと思います。それからもう一つは、私学の問題について、文部省みずからが決定した、卒業生が出なければ經常費の補助をしない、助成をしないということですね。これは私は、文部省のつくられたままの規定でありますけれども、私学を認可したならば、その設立した年から助成をしていくという態度をとるべきだと思ひます。大臣もそういうことを記者会見でたしか言われていると思ひますが、この点をひとつはつきりお伺いしておきたいということですね。

それからもう一つは、医学教育の問題は人命の問題ですね。ほんとうに優秀な学生がそこで育てられて、そして日本の国民の生命あるいは健康を保持していくという、そういう任務があるわけですね。それらを金によって左右されるということ、これがいまの現状ですね。これは今日の教育の中で一番の恥部をなしているわけです。これをほんとうになくしていくという点では、これだけ何べんも何べんも事件を起こしてきておりますから、そういうことはないようにしなければならぬと同時に、私は文部省も相当の責任があると思ひます。この責任についてどういふふうにお考えになっておるか、最後に伺っておきます。

○奥野国務大臣 私学の經常費助成は、卒業生を出した学校、そこで初めてその学校の評価ができるというような態度で、認可を受けてからまだ卒業生を出さない学校に對しましては助成をしないわけでごさいます。しかし医学、歯学の場合には、他の学部と違ひまして莫大な經費を要するわけでごさいますので、私はやはり、認可をした以上は助成対象に取り上げていきたいという気持ちを持っておるわけでごさいます。予算にからむ問題でございまして、予算のときに決着を私の希望するような方向でつけられないものなのかなと、これもいま一つの課題としてかかえている問題でございまして。

もう一つ、入学時の莫大な寄付金、私はたびたび申し上げておりますが、これが純真な青年の気持ちを非常にむしろおどろかせる心配をしているものでございまして、ぜひこれにつきましても解決策を講じていきたいという決意を強く持っているものであります。

なお、責任を感じないかというお話がございましたが、教育界に起こっている問題すべてについて、文部省は常に自分の責任として努力していか

なければならぬことは当然のことだ、かように考えておるわけでごさいます。医学、歯学の不足、そのことが今日のこのような事態にもなったんだろう、かように思っておるわけでありまして。

○山原委員 どうもありがとうございました。終わります。

○三原委員長 次回は、来たる十六日月曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

昭和四十八年七月二十七日印刷

昭和四十八年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局